

○経済産業省令第四十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 五十七 「略」</p> <p>五十八 トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ トリチウムの製造（精製を含む。）、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>（一） 「略」</p> <p>（二） 水素の同位元素の貯蔵用又は精製用の装置であつ</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 五十七 「略」</p> <p>五十八 トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>（一） 「略」</p> <p>（二） 水素の同位元素の貯蔵用の装置であつて、金属水</p>

七 推進葉又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ト 「略」

チ 燃料又は酸化剤であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であつて、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの

(二) 硝酸ヒドロキシランモニウム

リ〜ア 「略」

八〜二十七 「略」

#### 第四条 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本産業規格 B 一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のものうち、日本産業規格 B 一五一四―一号で定める精度の等級が二級又は四級以上のもの

ロ・ハ 「略」

二〜四 「略」

五 日本産業規格 Z 二二四五号（ロックウェル硬さ試験方法）で定める測定方法により C スケールで測定したロックウェル硬さが四〇以上である平歯車、はずば歯車又はやまば歯車を仕上げ加工するよう設計した数値制御を行うことができる工

当するもの

七 推進葉又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ト 「略」

チ 過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であつて、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの

リ〜ア 「略」

八〜二十七 「略」

#### 第四条 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本産業規格 B 一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、日本産業規格 B 一五一四―一号で定める精度の等級が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ 「略」

二〜四 「略」

五 日本産業規格 Z 二二四五号（ロックウェル硬さ試験方法）で定める測定方法により C スケールで測定したロックウェル硬さが四〇以上である歯車を仕上げ加工するよう設計した工作機械であつて、ピッチ円直径が一、二五〇ミリメートルを

作機械であつて、次のイからハまでの全てに該当するものを加工することができるもの

イ ピッチ円直径が一、二五〇ミリメートルを超えるもの

ロ 歯幅がピッチ円直径の一五パーセント以上のもの

ハ 国際規格ISO一三二八(円筒歯車—ISO方式による精度)で定める精度が三級以上のもの

六〇十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路(モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路(シリコンオンサブアイア集積回路を含む。)、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路(ハからチまで若しくはルからワまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条

超え、かつ、歯幅がピッチ円直径の一五パーセント以上の平歯車、はすば歯車若しくはやまば歯車のうち国際規格ISO一三二八(円筒歯車—ISO方式による精度)で定める精度が三級以上のものを仕上げ加工することができるもの又はその部分品、制御装置若しくは附属品

六〇十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路(モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路(シリコンオンサブアイア集積回路を含む。)、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路(ハからチまで若しくはルからワまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条

(二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの

又は第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したものに設計し、若しくは改造したもの

ハ〜ヘ 「略」

十〜十二 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」  
ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであつて、加速度による影響を補正する機能を有していないものうち、その音圧感度（一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。）がマイナス一八〇デシベルを超えるもの（水上船舶に取り付けるように設計された魚群探知機を除く。）

二〜九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの

ハ〜ヘ 「略」

十〜十二 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」  
ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであつて、加速度による影響を補正する機能を有していないものうち、その音圧感度（一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。）がマイナス一八〇デシベルを超えるもの

二〜九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(二) (五) [略]

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一 定格平均出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

二 次のイ及びロに該当するもの

イ 定格平均出力が五〇〇ワットを超えるもの  
ロ スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満のもの

2 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの（産業用レーザー発振器であつて、定格出力が二キロワット超六キロワット以下のものうち、総重量が一、二〇〇キログラムを超えるものを除く。）

一 ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、定格出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

二 [略]

(七) (十) [略]

ロ (七) [略]

十の二 (十三) [略]

十三の二 第三号イ (二) 又は (三) のいずれかに該当する光

センサーの製造用に特別に設計されたマスク又はレチクル  
十四 (十六) [略]

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様

(二) (五) [略]

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであって、定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの（産業用レーザー発振器であつて、定格出力が二キロワット超六キロワット以下のものうち、総重量が一、二〇〇キログラムを超えるものを除く。）

一 ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

二 [略]

(七) (十) [略]

ロ (七) [略]

十の二 (十三) [略]

[新設]

十四 (十六) [略]

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様

(二) 「略」

ニ 「略」

ホ 水中用の観測装置であつて、次の全てに該当するもの

(一) 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造したもの

(二) 次のいずれかに該当する後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの

1 レンジゲートイルミネーター

2 レーザー発振器を使用した装置

五〇十 「略」

十一 推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であつて、基準音圧が一マイクロパスカル及び周波数幅が一ヘルツの場合において、 $0.05$ ヘルツ超 $500$ ヘルツ以下の周波数範囲での暗騒音が $100$ デシベル未満のもの

十二〇十四 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

(一) 次の全てに該当するもの

1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明し

るように設計したもの

(二) 「略」

ニ 「略」

ホ 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造した水中用の観測装置であつて、後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの（レンジゲートイルミネーター又はレーザー発振器を使用した装置を含む。）

五〇十 「略」

十一 推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であつて、基準音圧が一マイクロパスカル及び周波数幅が一ヘルツの場合において、 $0.05$ ヘルツ以上 $500$ ヘルツ以下の周波数範囲での暗騒音が $100$ デシベル未満のもの

十二〇十四 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

(一) 次の全てに該当するもの

1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明

たもの

2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

- 一 型式証明
- 二 型式証明と同等の文書であつて、国際民間航空機関の承認を受けたもの

(一) 〔略〕

二〇四

四の二 航空機であつて、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの

四の三

五〇十の二 〔略〕

十一 次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）

イ 超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の製造のための装置

ロ ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するために設計した耐熱金属製又はセラミック製の鑄造用の工具であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) コア

(二) シェル

(三) (一)又は(二)を組み合わせたもの

したもの

2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

- 一 型式証明
- 二 型式証明と同等の文書であつて、国際民間航空機関の承認を受けたもの

(一) 〔略〕

二〇四

〔新設〕

四の二 〔略〕

五〇十の二 〔略〕

十一 ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するための装置又は工具（型を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一方向性凝固又は単結晶の鑄造のための装置

ロ 鑄造用に設計されたコア、シェル又はこれらを組み合わせたものであつて、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの

ハ ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するために設計した一方方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置  
十二〜二十 「略」

第十三条 「略」

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの(共結晶したものを含む。)

イ〜ヘ 「略」

ト 硝酸ヒドロキシランモニウム

チ 過塩素酸ヒドロキシランモニウム

リ〜ワ 「略」

カ ジヒドロキシランモニウム $\parallel$ 五・五ービステトラゾー

ルー・ー・ージオラート(TKX)

二 「略」

3〜10 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電波の吸収材として使用するように設計したものであつて、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであつて、塗料に混入していないものを除く。

ハ 一方方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置  
十二〜二十 「略」

第十三条 「略」

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの(共結晶したものを含む。)

イ〜ヘ 「略」

ト 水酸化アンモニウムナイトレート

チ 水酸化アンモニウムパークロレート

リ〜ワ 「略」

〔新設〕

二 「略」

3〜10 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電波の吸収材として使用するように設計したものであつて、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであつて、塗料に混入していないものを除く。

(一)～(四) [略]

(五) 連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された板状の吸収材であつて、密度が〇・一五グラム毎立方センチメートル以下のもののうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの

ロ・ハ [略]

三～五の二 [略]

六 音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)～(三)

[削る]

(四) 加速度による影響を補正する機能を有するものであつて、三五メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

(五) 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであつて、四キロヘルツ以下における音圧感度がマイナ二三〇デシベルを超えるように設計したもの

ロ～ハ [略]

七～十一 [略]

第十五条～第十七条 [略]

第十八条 [略]

二～五 [略]

[削る]

(一)～(四) [略]

[新設]

ロ・ハ [略]

三～五の二 [略]

六 音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)～(三)

(四) 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

(五) 加速度による影響を補正する機能を有するものであつて、三五メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

[新設]

ロ～ハ [略]

七～十一 [略]

第十五条～第十七条 [略]

第十八条 [略]

二～五 [略]

6 外為令別表の六の項(六)の経済産業省令で定める技術は、数値制御装置の附属装置であつて、数値制御装置に与えられた

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 五 「略」

2 外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

四 電磁パルス又は静電放電による中断から一ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム

4 「略」

5 外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 「略」

五 動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイス（クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。）の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

設計データを工作機械に対する命令に変換する者の設計に係る技術（プログラムを除く。）とする。

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 五 「略」

2 外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ニからヘまで又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

〔新設〕

4 「略」

5 外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 「略」

五 動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイスの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

254 「略」

第二十二條〜第二十三條 「略」

第二十四條 外為令別表の十二の項（一）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第十一条第一号の二、第四号ロ、第六号、第八号又は第十号へ若しくはトに該当するものの設計又は製造に必要な技術
- 二・三 「略」

2 外為令別表の一二の項（二）の經濟産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第一号の二、第二号、第四号ロ若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

3 「略」

第二十五條 「略」

2 「略」

3 外為令別表の一三の項（三）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 「略」
  - 二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム  
イ〜ニ 「略」
- ホ 固相接合法を用いて翼部とディスク部を接合したもの

254 「略」

第二十二條〜第二十三條 「略」

第二十四條 外為令別表の十二の項（一）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第十一条第一号ロ、第四号ロ、第六号、第八号又は第十号へ若しくはトに該当するものの設計又は製造に必要な技術
- 二・三 「略」

2 外為令別表の一二の項（二）の經濟産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第二号、第四号ロ若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

3 「略」

第二十五條 「略」

2 「略」

3 外為令別表の一三の項（三）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 「略」
  - 二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム  
イ〜ニ 「略」
- ホ 固相接合法を用いてタービンブレードの翼部とディスク

へ 削除

トソヲ [略]

三・四 [略]

4・5 [略]

第二十六条〜第二十八条 [略]

別表第二

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

別表第三 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

部を接合したもの

へ 第十八条第四項に該当する拡散接合法を用いたもの

トソヲ [略]

三・四 [略]

4・5 [略]

第二十六条〜第二十八条 [略]

別表第二

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

別表第三 [略]

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。